

支払い条件

1 支払限度額について

契約期間中における各年度の支払限度額は次のとおりとする。

- (1)令和5年度 546,800,000円以内
- (2)令和6年度 出来高金額から令和5年度に支払った額を除いた額以内

2 前払金について

前払金の支払時期、支払額及び支払限度額は、設計図書に定める工事区分（その1工事及びその2工事）に応じて次のとおりとする。

(1)令和5年度

①その1工事

- ・支払時期 工事請負契約の日の翌日から令和5年8月31日までの間
- ・支払額 400,000,000円
この金額は、令和6年度の施工予定とする工事内容も含むものとする。

②その2工事

- ・支払時期 令和5年度において、むつ市が防衛省に追加申請を予定している令和5年度防衛省補助金に対して、防衛省より市に交付決定があった場合、当該交付決定のあった日から令和6年3月20日までの間
- ・支払限度額 146,800,000円以内

(2)令和6年度

- ・支払時期 令和6年5月1日から令和6年8月31日
- ・支払限度額 本工事請負契約の契約金額の40%から令和5年度に支払った前払金を除いた額以内

3 その他

- (1) 「その1工事」については、本入札公告をする時点で防衛省から交付決定を受けたものである。
- (2) 「その2工事」については、防衛省補助金の交付決定の内容に応じて支払時期と支払限度額を確定することとし、市は、既述の支払い条件を変更できるものとする。